

# 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

事業費：23億5,000万円

## 事業の概要

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしを支援する観点から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。必要な経費（事業費及び事務費）については、国の全額補助。

## 事業内容

### <給付対象>

- (1) 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯
- (2) 令和3年1月以降の家計急変世帯

### <給付額>

1世帯あたり10万円

## 第二次霧島市総合計画との関係

- 政策 誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり
- 施策 社会保障制度の円滑な運営
- 基本事業 生活困窮者等への支援

## 事業費内訳

### <給付金>

- (1) 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（見込み）21,000世帯
  - (2) 令和3年1月以降の家計急変世帯（見込み）2,100世帯
- (1) + (2) = 23,100世帯  
 23,100世帯 × 100千円 = 2,310,000千円

### <事務費>

人件費	
(会計年度任用職員等)	12,761千円
需用費（消耗品費等）	3,900千円
役務費（通信運搬費等）	10,050千円
委託料	9,789千円
使用料及び賃借料	3,500千円
合計	40,000千円

<財源> 全額国庫補助